

## 電話勧誘トラブルにご注意！

消費生活センター ☎ 4 4 3 ・ 9 0 7 8

### 事例

自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知っており、「昔の伝票を見てお電話しています。〇〇、〇〇〇円のカニを特別に半額に値下げいたします。6日後に代引きで送ります。」と言われ、妻は事情がわからず承諾したという。キャンセルしたいのに、業者と連絡が取れない。

### アドバイス

- ◇見知らぬ業者からの突然の電話には気を付けましょう。話を長引かせずに早く断り、電話を切りましょう。
- ◇断るときは「いいません」「関心ありません」と大きな声ではっきりと伝えましょう。
- ◇電話で勧誘を受けて契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内ならばクーリング・オフができます。
- ◇家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。



少しでも不安に思った時は、  
消費生活センターへご相談ください。